



ヘリは視界不良のため飛ばず。孤立集落の住民は避難できない

有意な汚染なしとする基準を今回も1.3万cpmから2万cpmに緩める

甲状腺被ばく検査は未だ検討中で実施せず

11月16日、滋賀県と高島市が主催する原発事故時の避難訓練が行われました。事故想定は、若狭湾沖を震源とする地震で大飯3号より放射能が放出し、高島市の一部で避難基準の線量(20 μ Sv/h)を超過するというものでした。

大飯原発UPZ圏には滋賀県では高島市が入っており、施設入居者を含め約890人が暮らしています。今回はそのうちの約5%、南西部の朽木地区の住民40数名が避難訓練に



参加しました。スケジュールでは、住民は一時集合場所(朽木公民館、朽木西小学校)に集まり、そこからバスによる避難と、孤立集落発生を想定したヘリによる避難を行い、今津総合運動公園でスクリーニング検査を受け、その後、避難所へは行かず、訓練終了となっていました。

私たちは今津総合運動公園でのスクリーニング検査を視察しました。検査は10時半頃から11時50分頃まで行われました。

以下では、①視界不良でヘリが飛ばなかったこと、②今回も有意な汚染ありとする基準を大幅に緩めて実施したこと、甲状腺検査をしなかったこと等、住民検査の問題点、③タイヤの接地面を測定せず、タイヤ側面のふき取りのみで済ませたこと等、車両検査の問題点を報告します。

◆視界不良のためヘリは飛ばず。道路途絶では避難できなくなる

訓練では、孤立集落発生を想定し、自衛隊のヘリによる避難が予定されていました。しかし、訓練担当者によると、視界不良のため、自衛隊基地からヘリを飛ばすことができず、ヘリ避難は中止になったとのことでした。この日は曇りでまだ雨は降っておらず、風も2m/秒程度と穏やかでしたが、視界不良のためにヘリは飛ばなくなります。

能登半島地震の被災地のように、若狭の原発のUPZ圏も災害時に避難経路が途絶する恐れが高い地域が多くあります。特に、朽木地区は山間の細い県道に沿って集落が点在し、事故時に一時集合場所にすらすらと着くことができない可能性があります。ヘリも利用できなければ、住民は避難する術が全くない中で、被ばくを強いられることになります。

このような事態が想定されるのですから、少なくとも安定ヨウ素剤の事前配布を行うべきです。県は事前配布を拒否し、一時集合場所等に安定ヨウ素剤を備蓄し(朽木では備蓄場所はわずか3か所)、発災後に住民に配布すると頑なな姿勢を取り続けてきました。道路が途絶した場所へはヘリを使うとも述べてきました。しかし、このような考えが全く現実的でないことが今回の訓練でより明白になりました。

◆今回も2万cpm未満で有意な汚染なしと基準を大幅に緩める。マニュアルも改悪する考え

避難住民のスクリーニング検査は、今津総合運動公園内の「サンルーフ今津」という屋根付き広場で行われました。検査は「屋内で行うことが原則」(2017.1.30 規制庁)ですが、この広場は、側面を壁や窓で仕切っていないため、屋外とあまり変わりありません。

2台のゲートモニタを使って全員検査が行われました。住民はゲートの間に20~30秒立ち止まって検査を受けました。



全員検査を行ったことは、代表者のみの検査という国のマニュアルや他の自治体とは異なります。しかし今回の訓練でも、前回視察した2022年の時と同様、有意な汚染ありとする基準値を、13,000cpm^{※1}から20,000cpmと大幅に緩めて検査を行いました。すなわち、ゲートモニタで20,000cpm未

満であれば、有意な汚染なしとして、詳細な検査を行わないとしたのです。しかし、これは「滋賀県原子力災害医療マニュアル」(2024.3)^{※2}の下記の定め反しています。

A：ゲートモニタによるスクリーニング検査

A-1：13,000cpm未満の場合、有意な汚染なしとして、そのまま避難所へ

A-2：13,000cpm以上の場合、GMサーベイメータによる詳細な検査を実施

B：GMサーベイメータによる詳細なスクリーニング検査

B-1：13,000cpm未満の場合、有意な汚染がないとして、そのまま避難所へ

B-2：13,000~40,000cpmの場合、この場での除染はしないが、避難先等で除染するよう指導

B-3：40,000cpm以上の場合、除染

※1 count per minute。1分間の放射線計測回数

※2 <https://www.pref.shiga.lg.jp/file/attachment/5474056.pdf> (15,16頁)

このことについて、健康危機管理課の県職員は「今年4月以降、県の原子力の委員会で、GMサーベイメータによる詳細な検査を行う基準値を、13,000から20,000cpmに変更した。マニュアルは、来年の改訂時にこのように基準を変更する」と述べました。私たちは、福島原発事故前の基準は13,000cpmであり、これは甲状腺等価線量100mSvに相当するとして定められていたのだから維持すべきではないかと問いました。しかし、県職員は「13,000と20,000の差は科学的に問題ないという専門家の意見を聞いている。スクリーニングは汚染の検査であり、被ばくの検査ではない」などと答えました。20,000cpmは150mSv以上の甲状腺被ばくに相当します。

13,000cpmは福島原発事故前に、甲状腺被ばくを把握することを念頭にして定められていました。それを規制委員会が、約3倍にして体表面の汚染の基準としてしまったのです。甲状腺被ばくを考慮した基準を、体表面汚染の基準にすり替えたのです。

県の現行のマニュアルでは13,000cpmの意味として「原子力災害対策指針発効以前に広く採用されていた除染の基準」で「I-131では40Bq/cm²程度の汚染に相当する」(付属-25頁)と記載しています。これは1歳児の小児甲状腺等価線量100mSv、IAEAの定める安定ヨウ素剤服用基準50mSvの2倍に相当します。少なくとも13,000cpmを緩めるようなことがあってはなりません。県のマニュアル改悪に反対しましょう。

◆甲状腺被ばく検査は未だ検討中で実施せず

ゲートモニタで20,000cpm以上の住民は、携行物品をポリ袋に入れ、GMサーベイメータによる詳細検査のコーナーに移動しました。検査員が、身体の前側から、頭、顔、腕、手、胴、足を

測定しました。しかし、頸部（甲状腺）の測定はしませんでした。甲状腺被ばく線量モニタリングの具体化について問うと、県職員は「現在考え中で、会議で議論になっており、具体的な方法、人員、予算まで検討に入っている」と答えました。早急の実施できるようにする必要があります。

この詳細検査で 40,000cpm 未満の場合は、「防護指導」を受け、広場を出ていきました。40000cpm 以上の場合は除染のコーナーに移動しました。しかし、一般の見学者は検査の場所から遠く離れた「観覧ゾーン」での見学で、除染はパーティションで隔てた中で行われたため、どのような除染が行われたのか分かりませんでした。

会場での業務担当者の服装にも問題がありました。タイベックを着用していたのは、傷病者(?) 搬送担当の数名だけでした。検査員は車両、住民担当も皆ガウンで、帽子、手袋、マスクはしていましたが、シューズカバーは多くの人には着用していませんでした。統括担当者、誘導担当者、「保健師」等はガウンも着用せず普通の私服か作業着でした。

記録票への数値記入、携行物品の検査についても、遠くてよく分からなかったため、県職員に尋ねると、以下のような答えでした。「除染記録票は、除染前後の両方の数値を記入した上で住民に渡した。1,3000cpm 以下でも数値を記入した。ポリ袋に入れた携行物品も検査した。しかし、除染しても基準値未満に下がらなかった場合の処置は決まっていない」。数値を記入した記録票が保管され、住民にも渡されますが、前述のようにゲートモニタで 20,000cpm 未満だった人には、数値は渡されません。

◆タイヤ接地面を測定せず。除染は一つのタイヤ側面の部分的なふき取りのみ

今回の訓練でスクリーニング会場に来た車両は 9 台で、2 台目のパトカーと 9 台目の県公用車（普通車）の 2 台のみが基準値以上との設定でした。私たちが公園に到着した 10 時 45 分頃には 2 台目の車（パトカー）の除染が終わっていたので、それ以降に来た車両の検査を視察しました。

車両のスクリーニング検査の基準値は国のマニュアル通りで 40,000cpm で、ゲートモニタと GM サーベイメータによるワイパー部の測定（指定箇所検査）のみです。基準値未満の場合は汚染なしとしました。基準値以上の場合のみ、GM サーベイメータによる車体の前後左右の確認検査を行いました。しかし確認検査では、汚染物質が付着しやすいタイヤ接地面、タイヤハウス（車体のタイヤ周り部分）や屋根等の測定はしません。

確認検査では 1 つのタイヤの側面の一部分が基準値以上とされました。除染はその部分のみウェットティッシュを 11 枚使ってふき取るだけでした。その後、その部分を測定して除染完了です。

測定値は指定箇所検査で基準値未満の場合は何も記入していませんでした。基準値以上の場合には除染前の測定値を記入していましたが、除染後は ND（不検出）とし数値の記入はありません。

車両の確認検査・除染は広場と道路の間のスペースで行われました。このため、住民の検査場所と車両の検査・除染場所は近接していましたが、仕切りもありません。また、車両の確認検査・除染をしている場所の真横を、指定箇所検査で基準値未満とされた車両が通るようになっており、基準値未満とされた車両に汚染が拡大する可能性のある動線になっていました。養生シートも設置していませんでした。

このような検査・除染では、住民を被ばくから守れず、避難先等に汚染を拡大させてしまうことになります。



タイヤ側面の一部のふき取り